


川崎市がんばる中小企業応援補助金

～販路開拓事業～

— 令和6年度二次募集 公募要領 —

川崎市は、市内中小企業者等が行う販路開拓の取組を支援します。

| | | |
|------|--|---|
| 対象者 | 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小企業者等。ただし、1年未満でも市長の指定する施設等に本店（主たる事務所）を有している中小企業者等は対象となります。 | |
| 対象事業 | 販路開拓事業（新製品開発後の検査、出展補助） | |
| 補助率 | 補助対象経費の1/2 ※デジタル化・脱炭素化に資する取組と認められた場合、5/100加算 | |
| 補助額 | 1件あたり上限20万円（川崎ものづくりブランド認定企業は25万円） ※ただし、予算額に達する場合は予算の範囲内で交付 | |
| 対象経費 | 新製品開発後の検査 | 専門家謝礼、委託費、手数料、使用料、材料費 |
| | 出展補助 | 出展料、小間装飾費、広告宣伝費 |
| 選定方法 | 申請書類受付後、書類審査を行い、交付先を決定します。 | |
| 申請手続 | ホームページのWEBフォームから申請してください。 https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000113751.html ※WEB申請ができない事業者については郵送での申請も可とします。 |  |
| 受付期間 | 令和6年8月1日（木）～8月30日（金）【先着順】 | |

【お問合せ・申請先】

川崎市経済労働局経営支援部経営支援課経営革新担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

電話：044（200）2324 FAX：044（200）3920

E-Mail：28keiei@city.kawasaki.jp

HP：<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000113751.html>

1 事業の目的

中小企業者等が行う販路開拓の取組に要する経費に対し、補助金を交付することにより、市内中小企業者等の活性化を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

補助対象事業は、市内の中小企業者等が検査機関等で実施する製品検査、試験及び分析等並びに日本語を主要な言語とし、日本国内の販路開拓を主たる目的とする国内やオンライン上で開催される展示会への出展や商談会等への参加とします。

※「出展補助」は、交付決定前に出展の申込み及び支払いをしたものであっても、令和6年8月1日から令和7年3月31日までに開催される展示会や商談会等であれば補助対象となります。

※販売を主目的とした展示会や商談会等への出展は補助対象となりません。

※同一内容・同一経費で、川崎市又は他の行政機関等の助成制度による助成を受けている場合、又は採択が決定している場合は補助対象となりません。

※令和6年度に、当該補助金の同一対象事業による交付決定を受けた中小企業者等は、申請できません。

3 補助対象者

申請にあたっては、次のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小企業者等。ただし1年未満でも市長の指定する施設等に本店（主たる事務所）を有している中小企業者等は対象となります。

(対象施設等)

- ① かながわサイエンスパーク
- ② かわさき新産業創造センター
- ③ テクノハブイノベーション川崎
- ④ 明治大学地域産学連携研究センター
- ⑤ ナノ医療イノベーションセンター
- ⑥ その他のインキュベーション施設であって、市長が特に認めるもの

※「中小企業者等」とは、

① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条1項に規定する中小企業者

② ①に掲げる中小企業者が主たる構成員となっている中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に掲げる組合及び団体

(2) 川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がないこと。

(3) 大企業が実質的に経営に参画していない者であること。

(具体的には、以下の①②③のいずれにも該当しないことを指します)

① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している者

② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業の所有に属している者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者

※ 大企業とは、中小企業者等以外の企業を言います。大企業には、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合は含まれません。

(4) 過去2年度以内に当該補助金の同一対象事業による交付決定を受けていない者であること。

- (5) 代表者又は役員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 条に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

4 補助金の額及び補助率

同一年度内に 2 つの対象事業までの申請を可能とし、補助金の額は、各 20 万円を限度とします（ただし、「川崎ものづくりブランド」認定企業の場合は、各 25 万円を限度とします。）。

補助率は、補助対象経費の合計の 2 分の 1 以内です。

※デジタル化・脱炭素化に資する取組と認められた場合、5 / 100 加算されます。

※申請額が予算額に到達した時点で募集を締め切ります。

※補助金は、年度内に採択された件数に応じ、予算の範囲内での配分となるため、申請額と交付決定額は一致しない場合があります。

※補助金額に千円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額とします。

※補助金は、補助対象事業終了後の確定払いになります。

5 補助対象経費

中小企業者による販路開拓の取組に要する経費のうち、次に掲げるもの。

《新製品開発後の検査》

| 費 目 | 内 容 |
|---------------|--|
| 専 門 家 謝 礼 | 新製品の試験・検査に要する経費 |
| 委 託 費 ・ 手 数 料 | 試験データ取得及び分析に要する委託費・手数料 |
| 使 用 料 | 検査・試験データ収集に関わる施設・機器使用料 |
| 材 料 費 | 試験データ収集に関わる材料費 |
| そ の 他 経 費 | その他市長が必要と認める経費（消耗品費、通信運搬費、雑役務費等で、新製品開発後の検査・試験に伴う諸経費） |

《出展補助》

| 費 目 | 内 容 |
|-----------|--|
| 出 展 料 | 出展小間料、参加費 |
| 小 間 装 飾 費 | 照明、看板等、小間の装飾に必要な備品等の購入・レンタル費用 |
| 広 告 宣 伝 費 | 展示会への出展等に伴うチラシ・カタログ等の作成経費、看板等掲示物の作成費、展示会場等で使用する動画コンテンツ等の作成費 ※全て外注する経費のみ対象 |

※出展補助については、交付決定前に支払った経費でも補助対象となります。

※展示会への出展や商談会への参加に伴う経費が対象となるため、出展料が計上されていない場合は申請できません。

【補助対象外経費の例】

| 費 目 | 内 容 |
|-----------|---|
| 全 体 | ①人件費、旅費、飲食に関する費用 ②消費税額 ③振込手数料、送料等 ④親会社、子会社等、関連会社との取引に係る費用 |
| 小 間 装 飾 費 | ①パソコンやカタログスタンド等、汎用性が高く他の事業にも使用できるものの購入・レンタル費用 |
| 広 告 宣 伝 費 | ①既存のチラシ・カタログ等の増刷に係る経費 ②自社の通常業務として内製できるものに係る経費 (例) 印刷業におけるチラシ・カタログ等の印刷費用 ③ノベルティグッズ等の販促品作成経費 |

※振込手数料が先方負担となる場合、その金額分は値引があったものとして取り扱い、実際に振り込んだ金額の税抜金額のみが対象となります。

6 補助対象期間

補助対象期間は交付決定日（9月下旬～10月下旬頃を予定）から令和7年3月31日までです。

※「出展料」は、交付決定前に出展の申込み及び支払いをしたものであっても、令和6年8月1日から令和7年3月31日までに開催される展示会であれば補助対象となります。

7 交付申請

次の書類を申請してください。

《共通》

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) 直近3か月以内の納税証明書の写し（法人の場合は法人市民税の納税証明。個人事業主の場合は市民税・県民税（個人）の納税証明）
- (5) 会社パンフレット（会社の経歴書）

《新製品開発後の検査》

- (6) 製品概要パンフレット
- (7) 検査・試験の実施期間、施設のパンフレット（外部の機関・施設活用の場合のみ）

《出展補助》

- (6) 展示会・商談会の募集要項等（催事の概要、出展料・参加料が確認できる資料）
- (7) 出展製品・技術のパンフレット等
- (8) 出展・参加申込書、出展料・参加料支払い証拠書類（請求書、領収書のコピー等）

※（8）は申請時点で該当する書類があればご提出ください。

※ 提出書類は返却しません。上記以外に追加資料の提出を求める場合があります。

8 申請書類の提出等

申請書類は、申請期間中にWEBフォームで提出してください。
ただし、WEB申請ができない事業者については郵送での提出も可とします。

◆申請

【WEBフォーム】

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000113751.html>

【郵送】

川崎市経済労働局経営支援部経営支援課経営革新担当

住所：川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

電話：044（200）2324（※土曜、日曜、祝日を除く8:30から17:15まで）



申請期間 令和6年8月1日（木）～8月30日（金）【先着順】

9 選定の方法

申請書類受付後、書類審査を行い、交付先を決定します。

10 交付決定の手順と方法

補助金の交付決定にあたり、次の手順で審査を実施します。

（1）申請書類の確認

提出された申請書類について、記載内容や添付書類の有無等の確認を行います。

※提出された申請書類をもとに、事業担当者による申請者へのヒアリングを実施する場合があります。その場合には、申請書の提出後に別途日程を調整させていただきます。

（2）書類審査・交付の決定

書類審査結果を踏まえ、補助対象事業、補助対象事業者、交付額を決定します。採択された事業者には、交付決定金額が記載された交付決定通知を送付します。

（3）採択結果の発表

採択された事業は、企業名（申請者名）、事業内容等を本市ウェブサイトにて公表します。

（4）事業計画の変更・中止

交付決定した事業の内容を変更するとき、又は中止するときには、予め市の承認が必要となります。その場合は、速やかに変更（中止）承認申請書（第5号様式）を提出してください。

11 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- ① 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- ③ 補助金の交付を受けるまでに補助事業及び補助対象者たる要件を欠くようになったとき。
- ④ 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、川崎市がんばるものづくり企業応援

補助金交付要綱に定める規定、その他法令等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

※補助金の返還をしていただくときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付する必要があります。

※補助金の返還期限は、返還の命令日から20日以内とし、期限内に納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければなりません。

12 事業実績報告及び補助金の交付等

(1) 補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときには、事業実施に関わる成果及び交付を受けた補助金の経費内訳について、所定の報告書に必要な書類を添付して提出してください。

※提出していただく書類

事業報告書、支払いを証する書類の写し、展示会の自社ブースの写真 等

(2) 報告された内容を審査し、適正であると認めるときに、補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知により通知します（交付決定した金額又は変更を承認した金額から変更がない場合は、確定通知を省略する場合があります。）。補助金額の確定後、交付決定企業からの請求により、補助金を交付します。

13 その他

(1) 対象事業に係る関係書類は、補助金の交付を受けた日が属する年度から5年間保存してください。

(2) 補助事業終了後、補助事業成果の普及等を目的とするヒアリング、本市が実施する事業において当該補助事業の成果発表の依頼を行う場合がございますので、ご協力をお願いします。

14 年間スケジュール

